

平成十八年三月十七日受領
答弁第一三六号

内閣衆質一六四第一三六号

平成十八年三月十七日

内閣総理大臣 小泉純一郎

衆議院議長 河野洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出全国小売酒販組合中央会元事務局長に対する外務省欧州局の情報提供に関する
第三回質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木宗男君提出全国小売酒販組合中央会元事務局長に対する外務省欧州局の情報提供に関する第三回質問に対する答弁書

一及び二について

武藤嘉文衆議院議員（当時）から、小松一郎外務省欧州局長（当時）に対して、全国小売酒販組合中央会関係者が外務省を訪問したいとの意向を有している旨の連絡（以下「本件連絡」という。）があった。本件連絡において、外務省を訪問したいとする個人の氏名についての言及はなかった。

三及び六について

外務省において文書を作成しなければならない場合については、外務省文書管理規則（平成十六年外務省訓令第十号）第五条第一項、第二項及び第四項に規定されており、本件連絡に関する記録を作成しなかった理由は、先の答弁書（平成十八年三月三日内閣衆質一六四第一〇〇号）一及び三について述べたとおりである。

四について

御指摘の訪問については、欧州局西欧課長及び課員が対応したが、記録を作成していないため、その年

月日をお答えすることは困難である。

五について

お尋ねの事実はない。